

平成27年度実施事業調査シート

■ 基本事項(事業の位置づけ)

No. 6	項目名	社会保障・税番号制度導入費 (マイナンバーカード交付事務関連費)	主要な施策の 成果 ページ	21	担当 部署	まちづくり協働部 市民課
予算科目	会計	1 一般会計	総 計 画 体 系	分野	行財政マネジメント	
	款	2 総務費		基本方針	健全な市政運営	
	項	3 戸籍住民基本台帳費		施策	事務事業の効果・効率の向上	
	目	1 戸籍住民基本台帳費		当初予算における区分	新規施策・ 拡大施策 ・重点施策・その他	
事務事業	67	戸籍住民基本台帳事務管理費	↑該当するものを○で囲んでください			

■ 事業概要(実施内容)

事業の背景	(事業開始の背景は?実施に至った経緯は?) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が制定され、個人番号が記載された通知カードを市民に発行した。マイナンバーカード(個人番号カード)については、希望者に交付した。 平成27年10月5日 番号法施行・通知カード発行開始 平成28年1月1日 マイナンバーカード発行開始
事業の対象	(事業の対象、範囲となる人や物は何なのか?) 全市民(草津市の住民基本台帳に記録されている者)
事業の目的	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか?) マイナンバー制度は、①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現を目的として導入された制度である。また、マイナンバーカードはマイナンバーの提示と本人確認が1枚で完結したり、標準搭載されている「電子証明書」を利用した、「諸証明のコンビニ交付」や、e-Taxなどの電子申請が可能である等、市民の利便性が向上することで、住民サービスの向上や行政事務の効率化に繋がる。
事業の内容(取り組み)	(どういった仕事の内容を、どのような手法・やり方で実施したのか?) 通知カード、マイナンバーカードの作成、発行を、「地方公共団体情報システム機構」に委任した。マイナンバーカードの交付を行うための機器を整えたり、臨時職員や派遣職員を雇用して、通知カードの交付およびマイナンバーカードの交付を、スムーズに行うようにした。

■ 予算・決算状況

	当初予算の状況					決算の状況・実績				
内訳・詳細	通知カード・個人番号カード関連事務交付金 43,976千円 マイナンバーカード交付臨時職員 3,998千円 個人番号カード交付通知等郵送代 1,212千円 カード印字プリントシステム等備品購入費 1,249千円 住基ネットシステム運用等委託費 658千円					通知カード・個人番号カード関連事務交付金 35,572千円 マイナンバーカード交付臨時職員 3,854千円 カード交付通知等郵送料 737千円 カード印字プリントシステム等備品購入費 3,653千円 住基ネットシステム運用委託費 1,274千円 マイナンバー業務派遣委託費 5,896千円				
事業費(千円)	合計	国県	市債	その他	一般財源	合計	国県	市債	その他	一般財源
予算・決算額	51,093	43,976			7,117	50,986	46,031			4,955
前年度比	218%					495%				
◆「当初予算額」と「決算額」の増減理由(事業の進捗状況等)	通知カード・マイナンバーカード関連事務交付金については、本市のカードの作成枚数ではなく、通知カードおよびマイナンバーカードの作成・発送に係る全国で要した費用を人口割で算出されたものであることから、減額となったものである。 備品関係については、平成27年度に国から運用に関する通知があり、耐火金庫等を整える必要が生じたため増加となった。 円滑な窓口運営のため、派遣職員の雇用を補正予算で対応した。									
◆平成26年度事業費(千円)	合計	国県	市債	その他	一般財源	合計	国県	市債	その他	一般財源
	23,400	23,400			0	10,296	10,295			1

■ 事業所管部署による評価

	評価	項目	評価の理由・評価に関する説明
必要性	4	市民ニーズが高い	全市民を対象とした制度である。
	4	市の他の政策よりも優先的に実施すべきである	
	4	対象および内容が類似する事業がない	
妥当性	4	法令により実施することが義務付けられている	法定受託事務である。
	4	法令に定められた市の責務を具現化して実施する事業である	
	1	上位計画に明確に事業が位置づけられている	
	4	国・県・民間の類似サービスと重複していない	
	4	市民の基本的生活の維持・確保に必要な事業、または内部事務である	
効率性	2	他の手法に比べて効率のよい事業手法である	国が示す運用手順に従った事業を行っている。
	4	コスト削減の余地はない	
	4	受益者一人当たりのコストは適正である	
	4	受益者負担や補助の割合に問題はない	
継続性	4	事業を継続することで、さらなる効果が見込まれる	マイナンバーカードを持つ市民が増加することで、コンビニ交付利用の向上や電子手続の推進に繋がることから、継続して実施する必要がある。
	4	所期の目的を達成しておらず、引き続き実施する必要がある	
	4	社会状況の変化に対応した事業内容である	
成果	3	当該年度の事業目的を達成できた	適切な事業の推進と、市民にわかりやすい説明を心がけたことで、本市のマイナンバーカードの申請率が県内で一番であったことにも成果が表れている。
	3	受益者の評価が得られている	
	2	費用対効果が大きい	

↑ 次の4段階により該当する数値を記入してください。

(4.よく当てはまる。 3.およそ当てはまる。 2.あまり当てはまらない。 1.ほとんど当てはまらない。)

■ 事業実施効果および課題、将来展望

事業実施効果	<p>通知カードを全市民に発送しており、返戻分についても随時交付している。 マイナンバーカードの交付については、2月から希望する市民に交付している。マイナンバーカードは、e-Taxとして利用できる他、公的な身分証明書になることから、運転免許証等を持っていない市民が本人確認書類として活用でき、また、番号確認時に1枚のカードで行えることから利便性が向上している。 草津市のカード申請数は、平成28年3月末時点で10,424件である。</p>					
事業に対する市民の意見、反応	<p>本市のマイナンバーカードの申請者数は、国の平均を上回っており、申請率は県内第1位であることから、市民の関心の高さがうかがえる。 マイナンバーカードは、本人確認書類として利用できることや、平成28年10月下旬開始予定の諸証明のコンビニ交付にメリットを感じ、マイナンバーカードの交付申請をされる方が多い。</p>					
事業の今後の課題、将来展望	<p>コンビニ交付を推進するためマイナンバーカードの交付を増やしていく必要がある。マイナンバーカードを利用したコンビニ交付を平成28年10月から開始する予定であり、これまで窓口で行っていた諸証明の発行事務の一部をコンビニで行えることで、事務の効率化が図れ待ち時間の減少が期待できる。また、年末年始を除く6時30分から23時まで全国のコンビニでコンビニ交付を利用できることから、開庁時間に来庁できない住民の利便性が向上する。コンビニ交付の場合、手数料は窓口利用時と比べて100円安くなる。今後、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を使用した電子申請を推進することで、住民の利便性向上や、業務の効率化に繋がる。</p>					
※平成28年度の予算措置	予算額(千円)	合計	国県	市債	その他	一般財源
		63,724	45,337			18,387
	27年度比	125%				
	積算根拠	通知カード・個人番号カード関連事務交付金 現年度分:11,774千円 H27年度からの繰越明許分:29,589千円 マイナンバーカード交付・コンビニ交付準備臨時職員 8,783千円 カード交付通知等郵送料 4,834千円 マイナンバー業務派遣委託費用 8,563千円 マイナンバー制度に係る機器保守料 181千円				

※ 当該事業が平成27年度に終了した場合は、当該事業に代わって措置した予算や関連予算を記載してください。